

令和2年12月 9日

令和2年12月 9日

# 標 茶 町 議 会

## 議案第97号～議案第101号審査特別委員会

於 標茶町役場 議場

## 議案第97号～議案第101号審査特別委員会記録目次

第1号（12月 9日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第97号 令和2年度標茶町一般会計補正予算	5
議案第98号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	5
議案第99号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	5
議案第100号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	5
議案第101号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算	5
総括質疑	
類 瀬 光 信 君	11
黒 沼 俊 幸 君	18
鈴 木 裕 美 君	21
深 見 迪 君	25
閉会の宣告	29

## 議案第97号～議案第101号審査特別委員会記録

### ○議事日程（第1号）

令和2年12月9日（水曜日） 午前11時25分 開会

### 付議事件

- 議案第97号 令和2年度標茶町一般会計補正予算
- 議案第98号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
- 議案第99号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第100号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第101号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算

### ○出席委員（11名）

委員長	長尾式宮君	副委員長	鴻池智子君
委員	渡邊定之君	委員	類瀬光信君
〃	松下哲也君	〃	熊谷善行君
〃	鈴木裕美君	〃	深見迪君
〃	本多耕平君	〃	黒沼俊幸君
〃	後藤勲君		

### ○欠席委員（0名）

### ○その他の出席者

議長 菊地誠道君

### ○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	村山裕次君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
農林課長	長野大介君

観光商工課長	三 船 英 之 君
育成牧場長	常 陸 勝 敏 君
水道課長	平 間 正 通 君
建設課長	富 原 稔 君
病院事務長	浅 野 隆 生 君
やすらぎ園長	中 島 吾 朗 君
教 育 長	島 田 哲 男 君
教委管理課長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	秋 山 豊 君
社会教育課長	服 部 重 典 君
中央公民館長	松 本 修 君
農委事務局長	相 撲 浩 信 君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 弘 幸 君
議事係長	中 嶋 禎 之 君

(議長 菊地誠道君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長 (菊地誠道君) ただいまから議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号審査特別委員会を開会いたします。

(午前11時25分開会)

◎委員長の互選

○議長 (菊地誠道君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員 (黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員11名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員 (後藤 勲君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員 (黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員 (黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員 (後藤 勲君) 委員長には長尾委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員 (黒沼俊幸君) ただいま後藤委員から、委員長に長尾委員の指名がありまし

た。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には長尾委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

(委員長 長尾式宮君委員長席に着く)

○委員長(長尾式宮君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

#### ◎副委員長の互選

○委員長(長尾式宮君) 続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(長尾式宮君) ただいま後藤委員から指名推選の発言がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(長尾式宮君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、後藤委員からの指名推選に決定いたしました。

後藤君。

○委員(後藤 勲君) 副委員長には鴻池委員を推選しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(長尾式宮君) ただいま後藤委員から、副委員長に鴻池委員の指名がありました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(長尾式宮君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には鴻池委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（長尾式宮君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第97号ないし議案第101号

○委員長（長尾式宮君） 本委員会に付託を受けました議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号を一括議題といたします。

議題5案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案97号から議案第100号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第97号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第97号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 財産管理費の工事請負費の50万円、解体工事というのは、どこの解体工事ですか。

○委員長（長尾式宮君） 管理課長・村山君。

○管理課長（村山裕次君） お答えいたします。

この解体工事につきましては、新栄児童館の解体工事となっております。

この新栄児童館の解体工事においては、解体中に壁が二重になっていたことが判明したことや、天井裏から断熱材が発見されたということで、当初予見していなかった壁と断熱材の産業廃棄物処理費用にかかるということで、設計変更による増加になるということになっております。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 14ページ、13節の借上料で66万5,000円減額になっております。先ほどの説明で馬の減額だという話、ちょっと私、聞こえておりましたので、どのような

ことなのか、もう少し詳しくお知らせ願います。

○委員長（長尾式宮君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

3目地域振興費、13節使用料及び貸借料の借上料の件ですけれども、説明の中でも申し上げましたが、ゆ〜ゆ〜カーニバルに関わる借り上げ料が3万4,000円、それとふるさと会に関わる借上料が10万円、それと馬と馬運車の借上料が53万円1,000円減額し、合計で66万5,000円という内訳になっているということでございます。

○委員長（長尾式宮君） 本多君。

○委員（本多耕平君） その馬の借上料ですけれども、これは地域の馬でしょうか。どこの馬主さんでしょうか。

○委員長（長尾式宮君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 昨年度も実施した虹別の酪農祭ですとか、あと多和平のカントリーフェスタですとか、阿歴内の酪農祭等に、昨年は馬を借りて、馬を運んで、会場に来られた方に乗馬を体験してもらうという事業を行っておりました。2年度についても同様なことを行う予定でございましたが、今般のコロナ禍によりもろもろの事業が中止となったことによりまして、借りる馬、それを運ぶ馬運車の借上料を減額したということでございます。

乗用馬につきましては、弟子屈の事業者さんとか、中標津の事業者さんから馬を借り、その馬を借りた事業者さんの馬運車も一緒に借りて馬を連れてくるものですから、その事業者さんの馬と馬運車ということになっております。

○委員長（長尾式宮君） よろしいですか。

○委員（本多耕平君） はい。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 17ページ、12節委託料であります。

肥料散布委託料とか堆肥切り返し等委託料、これらが減額となっておりますが、内訳をちょっと知りたいと思います。

○委員長（長尾式宮君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

まず、委託料の肥料散布委託料でございますが、名称が肥料散布委託料となっておりますが、予算づけ上、主に堆肥散布、それとスラリー散布の委託を見込んでおりました。そのうち堆肥散布の部分が、直営による作業を大分賄えましたので、その分で減額となっております。

同じく堆肥切り返し委託料、これについても直営による作業を主にやりまして、一部委託は出ましたけれども、予定の委託料の執行までの予算執行は必要なくなりましたので、減額という形になっております。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 商工振興費のチャレンジショップ支援事業、何団体といたしますか、業者数を教えてください、支援したところ。

○委員長（長尾式宮君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

1事業者でございます。

○委員長（長尾式宮君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 1事業者といたしますけれども、総体金額の何パーセントという支援でしたよね。それで、その中身といたしますか、お答えください。

○委員長（長尾式宮君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） お答えいたします。

総事業費の8%以内ということで算定しております、1事業者の金額となっております。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 18ページ、12節の道路台帳図の作成委託料、この内容についてご

説明願います。

○委員長（長尾式宮君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

道路台帳図等の作成委託料でございますけれども、これは毎年、改良舗装した道路について、その台帳を整備するもので、道路法で規定されております。その中で、調書及び図面の記載事項に変更があったときは、速やかにこれを訂正しなければならないという規定がございますので、今年につきましては16路線、3.4キロを予定して作成・修正委託を行う予定でございます。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） 28ページの道路新設改良費の中の14節工事請負費、虹別61線3,445万8,000円の減額ですが、金額が大きいので、この内容を教えてください。

○委員長（長尾式宮君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 虹別61線の減額なのですけれども、当初予算では交付金の事業として要望しておりましたけれども、交付金の交付が要求額よりも半額以下というか、相当低く配当されまして、それに伴って事業費を減額した形になりましたので、今回残額という形で落とさせていただいております。

○委員長（長尾式宮君） 熊谷委員。

○委員（熊谷善行君） ということは、例えば1キロの予定を短くしたとか、そういうことですね。その内容をちょっと教えてください。

○委員長（長尾式宮君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 虹別61線につきましては、当初、国への要望段階では完了予定ということで、改良で473メートル、舗装で513メートルの申請をいたしておりました。その中で事業費が減になったということで、今回の令和2年度につきましては、改良130メートル、舗装120メートルということで、残りの部分は令和3年度の要望にまた、させていただきます。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

本多委員。

○委員（本多耕平君） 6項保健体育費の中で、17節の備品購入費で車両購入費ということで98万円の減額になっております。この内容についてご説明願います。

○委員長（長尾式宮君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

備品購入費、車両購入費の98万円につきましては、スケートリンクの除雪車ということで6月に補正をいただいていたところなのですが、その後、町有車両の更新に伴う車両があるということで、除雪車のほうを購入しないで、更新に伴う車両で除雪車に代用するという形になりましたので、6月でつけていただきました購入費につきましては、全て今回減額させていただいたところであります。

○委員長（長尾式宮君） 本多委員。

○委員（本多耕平君） 今ご説明いただいたスケートリンクの除雪車を購入予定するものをお聞きすると、庁舎内の更新する車を今度は利用するということだということでありませうけれども、では、それが即除雪車になるわけですか。ならないとすれば、その辺の経費の在り方について、もう少し詳しくご説明願います。

○委員長（長尾式宮君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

実は車両の更新が来年の2月ということで予定しております。その間ちょっと一時的に除雪車がない状況になるのですが、昨年度、除雪車が故障したときに育成牧場のほうからちょっと車両をお借りして対応しておりました。今回もその新たな部分が完成するまで、その車両を代用して行う予定であります。

以上です。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員（鈴木裕美君） 今の除雪車の件なのですが、育成牧場から回されてきたということですが、聞くところによるとオイル漏れをしているというふうに伺っております。どこがオイル漏れしているかは調べたけれども分からないというふうに言われているのですが、リンクの除雪で仮にオイル漏れをするというふうになると、リンクが使えないですよね。その辺どうなっていますか。聞いていない。言われたの。

（「聞いていません。知りません」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

オイル漏れをしていたという状況をこちらではちょっと把握していなかったのですが、そういう状況であれば修理をかけておりますので、当然そういう状態のないものをお貸しする予定でございます。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） 休憩します。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 0時52分

○委員長（長尾式宮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1条、歳入歳出予算の補正、歳入、9款地方交付税から20款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、第3条、債務負担行為の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、第4条、地方債の補正について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、以上で議案第97号、一般会計補正予算を終わります。

次に、議案第98号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、以上で議案第98号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第99号、介護保険事業特別会計補正予算、保険事業勘定、歳入歳出予算の補正、歳出、1款総務費の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） なければ、保険事業勘定歳入歳出予算の補正、歳入、一括して

質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(長尾式宮君) なければ、以上で議案第99号、介護保険事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第100号、後期高齢者医療特別会計補正予算、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(長尾式宮君) なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(長尾式宮君) なければ、以上で議案第100号、後期高齢者医療特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第101号、病院事業会計補正予算、第1条、総則から第7条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(長尾式宮君) なければ、以上で議案第101号、病院事業会計補正予算を終わります。

以上で議題5案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時02分

○委員長(長尾式宮君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議題5案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

類瀬委員。

○委員(類瀬光信君)(発言席) まず、第1点目ですが、新型コロナウイルス対策について伺います。

11月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。道内はもとより、釧路管内

でも鉤路市において医療機関、介護施設でクラスターが発生しています。商業圏を同じくする本町としても、これまで以上に感染リスクが高まってきたと感じております。

こうした中、本町の医療従事者、介護従事者から、現場における感染防止対策としてフェースシールドを装着したいとの声があります。特に高齢者に対応する際、聴力の問題から対象者との距離が近くなり、マスクを装着しただけでは不安だというのが理由であります。本町の全ての医療従事者、それから介護従事者に対し、従来の感染防止対策に加え、フェースシールドを装備に加える、そういう考えはないでしょうか。

○委員長（長尾式宮君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

介護事業者等に関わる装備品、サービスの事業の実施に当たるための物品の提供についてということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

各事業者につきましては、国の交付金の事業もございまして、その中で各事業者が必要な物品を購入する補助というものもございます。基本はその部分の中で対応していただくというふうに考えておりますし、町のほうからは、町のストック事業等でマスクにつきましては購入して提供させていただいているところでございますが、今ご質問にありましたフェースシールド等につきましては、今のところ各事業者の交付金の中で対応していただくというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

（「町の医療従事者」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） 直接聞いてもらっていいですか。答弁漏れあったと思うのです。保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 町施設という部分につきましては、直接各所管、やすらぎ園ですとか、そういうところにおいては、フェースシールドの備蓄は今のところないということございまして、今後については、それぞれの所管でまた必要に応じて考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（長尾式宮君） やすらぎ園長・中島君。

○やすらぎ園長（中島吾朗君） やすらぎ園の部分についてお答えさせていただきます。

フェースシールドにつきましては、有事の際の準備という形では備蓄はございます。ただ、日頃の業務の中での着用というのは想定しておりませんので、マスクで通常業務を行っているところでございます。

園につきましては、毎月2回ほど現場の職員と会議を設けておりますけれども、その会議の中でもフェースシールドの着用については、特に現場からの要望というのは、今の時点では上がってきている状況ではございません。

以上です。

○委員長（長尾式宮君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたします。

病院でのフェースシールドの着用の部分につきましては、検体採取もしくは内視鏡の検査等の際に着用して業務を遂行するような形になっております。在庫についても、一定程度準備はできているところでございます。ただ、通常の部分につきましては、フェースシールド等を着用せず、マスクで対応を行っているというような状況でございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬委員。

○委員（類瀬光信君） それぞれの現場での状況というのは分かりましたが、医療従事者も、それから介護に従事する人も、それぞれの分野の専門的な知識を持って、資格を持って対象者に接している、そういう方であります。そういう方々が周りの状況を鑑みて自分たちが日頃従事している仕事をするに当たって、感染、うつされるということもさることながら、行動範囲を考えると、自分たちがうつしてしまうということに関して、非常に不安を感じているということでございますので、物が無いということではないということでありますから、これはそれぞれの施設の判断ということではなくて、対策本部でいま一度よく話し合っていていただいて、そして現場の意見も、日々状況が変わっていることを考えれば、どんどんリスクが高まって不安が高まっていると思いますので、そういったところの手当てをする必要があるのではないかと思うわけですが、いかがでしょう。

○委員長（長尾式宮君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。今、対策本部としてということでしたので、事務局を担っています住民課のほうからお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、釧路管内含めて感染拡大している中では、そういった職員含めての不安感は承知しているところでございます。今後、どういった対策が有効または効率的なのかということ対策本部として現場と意見を詰める中で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（長尾式宮君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） ただいま対策本部事務局ということで住民課長から答弁をさせていただきました。その答弁が基本でありますけれども、ちょっと若干補足いたしますと、委員からもそれぞれ医療・介護現場での専門的な知見というお話がありましたけれども、例えば町立病院におきましては、感染症対策委員会なるものが存在しております、それらのほうで現状のリスクを勘案しながら、どの程度の対応でやっていくかというような話が出てくるものと認識しております。それらを集約しながら適時適切な対応を取っていききたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） いずれにしても、毎日周辺の自治体、それから町内でも、例

例えばPCR検査を受ける方がいる、いない、そういったことで非常に危機感というのが高まっておりますので、そういったことを十分考えて、それで予防対策のレベルというか、そういったものをもう一段引き上げるような、そういった発想も必要ではないかと思えます。現場の方々の意見というのがもちろん会議とかそういったことで伝わる仕組みにはなっていると思うのですが、そこも日々変化してどんどん不安が高まってきているのだということをまずご理解いただいて、今後の対策の参考にしていただければと思います。

次に、日本製紙釧路工場の紙・パルプ事業からの撤退についてであります。

日本製紙釧路工場の紙及びパルプ事業撤退に関して、本町への影響というのは把握しておられるでしょうか。

また、本町への直接的な打撃の有無にかかわらず、同一経済圏の自治体として、紙及びパルプ事業撤退の撤回を求める活動に対して何かしらの協力をするという考えはないでしょうか。

○委員長（長尾式宮君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

日本製紙の工場の来年8月の撤退というようなことで、本町への影響でございますけれども、森林組合のほうで民有林を中心に伐採した木の一部を日本製紙の関連会社であるニチモク鶴居工場のほうに運んでおります。おおむね昨年で言うと、9,000立米の出材料のうち、2,300立米ほど出しているような状況でございます。

それと、署名活動の部分でございますけれども、先週から庁内の1階のロビーで記載台を用意して署名活動をやっております。また、関連事業者のほうでもやっているというふうにはお聞きしている状況でございます。

以上です。

○委員長（長尾式宮君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 若干補足をさせていただきたいと思えます。

署名等の取組について新聞報道等がなされたという経過は委員もご存じだと思うのですが、当初この署名につきましては、釧路商工会議所が中心となり行っていると。また、協力団体として商工会連合会が関与して、管内各自治体の商工会にも下ろされているというような話を聞き及んでおりました。商工会とも情報共有した段階では、当初の影響調査ということで、町内の林産加工業者の方に問合せをしたところについては、特段直接的に大きな影響はないという、そういうお話だったというところなのですが、その後、ただいま農林課長から説明があったとおり、町内の民有林の山主さんについては、釧路圏で処理されなくなった場合については遠方まで運んでの加工ということで、手取りについて、運賃相当分について減収するおそれがあるというところで、少なくない影響が

あるのではないのかなというふうに考えていたところでもあります。

委員ご指摘のとおり、釧路市については釧路管内の中心都市でありまして、そこが経済的な打撃を受けるということになりますと、何らかの形で本町にも影響があるだろう、それから標茶は酪農・畜産業だけでなく林業の町という実態もありますので、できることは何だろうというところで検討して、商工会議所等にも問合せをした上で署名用紙を頂いてやっているところでもあります。委員の皆さんにもご協力を願っているところでもありますし、庁舎内、それから関係団体で今行っているというところは、農林課長の答弁のとおりであります。

今後についても、適時できることについては前向きに取り組みながら、共に再考を考えたもらう、そういうスタンスでおりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 次ですけれども、大気汚染防止法の一部改正についてであります。

本年6月5日に公布された改正大気汚染防止法について、対象となる町有施設を現段階で把握しておられるかどうか。また、対象となる施設について今後どのような影響が予想されるかについて伺います。

○委員長（長尾式宮君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

委員ご案内のとおり、大気汚染防止法では今回、令和2年6月5日の改正で、解体工事におけるアスベストの飛散の規制について、今まではレベル1及びレベル2の発じん性の高い、粉じんの発生しやすい建材等の解体について、作業の実施の届出、作業基準の遵守等規制されておりましたが、今回、改正によってレベル3、今まで規制されていなかった発じん性が比較的低い建材が規制の対象に追加されることになったものでございます。改正法の施行は、来年、令和3年4月以降となるというふうになっておりますけれども、国では改正後の制度の遵守を促進するため、新設する義務の具体的な内容とか履行の手順について、マニュアルの整備を行い、周知徹底していくとされています。

本町においてのレベル3の建材を使用している施設を把握しているかという部分でございますけれども、施設は現在把握できておりません。もともと2006年、平成18年の労働安全衛生法施行令の改正に伴って重量に対して0.1%未満の含有しかアスベストが認められなくなったことによって、事実上アスベストを含有している製品というのは使用できなくなった。ですから、2006年より以前の建物等につきましては、アスベストを含有している製品が使用されているということは十分推測されているところでございます。

今後の対応につきましてですけれども、今後は国から示されるであろうマニュアル等の中身を確認しながら、事前調査、作業基準等、法律の義務づけを遵守して解体工事等を実施していくことになると思いますので、ご理解願います。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 公布されたのは6月5日ですけれども、実際に施行されるのは来年度からということ、そういう法律であります。本日の補正予算の説明とかでもあったとおり、既に2006年以前の建物解体とかでそういった壁の、天井の存在とか、疑われる存在とか、そういったものもありますので、事前の実態の把握とか、そういったものをきちんとしていただいて、事故等のないように努めていただきたいなと思うわけです。

次ですが、バイオガス発電施設の建設について、現在の状況についてお伺いします。

○委員長（長尾式宮君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

本町のバイオガス発電の現在の進捗状況ということでございますけれども、環境省の事業を使いまして、今、委託業務を進めているところでございます。その中で、直近では12月15、16日と、虹別、中オソ、阿歴内、磯分内の町内4か所で、一応説明会等を開く予定で進んでいるような状況でございます。

以上です。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 以前、その4か所に関してどこから始めるかというか、そういった順序というのですかね、そういったものもお話しされていたかと思うのですが、これは一番最初はどこという予定だったのでしょうか。

○委員長（長尾式宮君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 今進めている中で言うと、恐らく磯分内が一番最初に進むのではないかなというふうには思っているところでございます。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） それで、そういう話だったと思うのですが、磯分内を先にするというか、磯分内の立地について、磯分内ということもそうなのですが、その理由というのも以前お話しされていたかと思うのですが、それをもう一度お伺いしたいです。

○委員長（長尾式宮君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

磯分内を初めにした理由というのが、もともとFIT、買取りができないというような中で進めている状況で、磯分内が大型の工場が立地しているというような条件がありまして、そこにガスで提供するというような仕組みで、一番早く進められるような形で今取り組んでいるところでございます。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） 磯分内の大型工場に関しては、胆振東部地震の教訓からグループ内で一番大きな自家発電機というのが導入されていて、ただ、それだけでは工場全体を回

すことができないので、コージェネレーション発電の施設を自前で整備して、2つ併せると工場全体の稼働を可能にするだけの電力を賄えるということのようなのですけれども、そのコージェネレーション発電施設にガスをとということなのでしょう。

○委員長（長尾式宮君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

今、ボイラーでスチームを供給して工場を動かしているところがありまして、そのボイラーのスチームに使うというようなことをございます。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） つまり、電力そのものをというのではないということですね。だけれども、工場内で使うそういったガスを供給するというのでいいのですね。

そうすると、そういった他の地域とちょっと異なる状況があるので磯分内が先になるということに関しては異論はないわけですがけれども、ほかの地域においても、家畜ふん尿が流出した際にさけますのふ化施設に大きな影響を及ぼす地域、それから食品加工センターの建設を進める中で、本町の生産活動による河川への負荷というものを指摘された地域も含めて、磯分内だけでなく、そういった地域もなるべく早くに事業を進めるというような、そういった、例えばさけますのふ化場付近で家畜ふん尿の流出事故なんかは過去にあるわけですね。そういったことで、そちらのほうも優先度を高めていくとか、それから河川への負荷を指摘されたこともあって、食肉加工センターの建設に多少支障が出たような地域とか、そういったところに関しても、できるだけ早い時期に、家畜ふん尿処理対策の一つとしてバイオガス発電施設というものをぜひ早めに検討していただきたいと思うわけです。

○委員長（長尾式宮君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

先ほど説明させていただいた4か所の部分ですがけれども、平成28年度に認定された「バイオマス産業都市構想」に基づくところがその4か所でございます。委員ご指摘のふ化場だったりとか、あと河川への流出等がある地域というようなことですがけれども、それ以外の部分につきましても、基本、共同の部分が今、4か所ということで、産業都市構想の計画の部分でございまして、最近そのほかにも小規模向けバイオガスとかというようなものも進めているところもありますので、そういった部分も含めて、まずは今、農家さんのほうでもバイオガスに、一時期FITの買取りができなくなってということがありまして、なかなか機運が高まっていないというような状況もありますので、そういった部分も含めて周知、来週以降、そういった部分で周知していきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○委員長（長尾式宮君） 類瀬君。

○委員（類瀬光信君） ぜひ電気の買取りにこだわらず、それぞれの地域の中で電力なら

電力、ガスならガスを地産地消できる、そういった計画も考えながら、家畜ふん尿の流出等によって大きな事故が起きる前に、なるべくそういった事業を急いで進めていただいて、なおかつ今言ったように地域の中で新しい産業等を興せるような、そういったものを早急に考えていっていただければと思います。

以上で終了します。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君）（発言席） 私は、育成牧場について質問をいたします。具体的に申し上げますから、具体的にお答えいただければありがたいです。

多和育成牧場の放牧地の中で、今年は2つの牧区が休牧となっているというふうに承知しております。まず、牧区の7号と8号であります。この面積は2つ合わせてどのくらいかを教えていただきたい。それから、なぜ放牧時期にこの牧区が利用されないのかについても伺いたします。

○委員長（長尾式宮君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えします。

まず、2つの牧区的面積でございますが、7号については、ちょっと概算になりますが、約90ヘクタール、8号については140ヘクタールほどになります。

それで、なぜ休牧したかというご質問でございますが、まずは牧区を管理する人員の問題が大きくありました。監視人をつける、牧区、放牧する中では、常時毎日監視する人間をつけなければならないのですが、その配置が難しくなったということで、2つの牧区を休牧した状況でございます。

○委員長（長尾式宮君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） この牧区は、採草は何割くらいできるのでしょうか。7号でも8号でも合わせた面積でそれを知りたいのです。

それから、監視人がいないから休牧になっているというお話ですが、今まで休牧された牧区は私はなかったというふうに見ています。それで、こういうことが起きますと、この草地は荒れ放題になってきます。まず、その点についてちょっとお答えをお願いします。

○委員長（長尾式宮君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

採草に使っているというか、7号、8号については採草できるところはございませんので、全て放牧地で使っております。

休牧したことによってのその後の荒地化というか、放牧地としてなり、採草地としての管理上の問題という部分が今ご指摘ございましたが、そういう部分も当然考えられます。来年度以降の放牧の部分でそちらのほうを使うとか、そういう形で毎年ずっと使わないよ

うな形にはしないで、荒れ地にしないという形を取っていききたいなという考えでございます。

○委員長（長尾式宮君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 後段の、次年度からはぜひ利用するような方向であるということ、それで私もいいのですが、私、地元の小さい磯分内牧野なんかの利用状況を見ていますと、確かに牧区、転牧というのですが、それを常時やらないと放牧地は草が、腐植層がいっぱい出て、今度牛の食わない雑草がはびこるわけで、これは本当に難しい技術だと私は思っていますが、放牧というのは、5月の肥料まきが終わったら、15日頃から牛は入れられますよね。育成牧場の方々が採草を今度頑張るのは6月下旬から7月いっぱい。それであれば、一番先にこの遠い、あまりよくない草地状況のところを早いうちに利用するようなことを考えてはいかがかと思うのですが、私の拙い意見に対してどのように考えますか。

○委員長（長尾式宮君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） 今、委員からお話があった、管理できるうちに使いながらという部分のご意見でございましたので、そういう方法が取れるかという部分、先ほど冒頭に言った休牧した部分が、人のまず配置が難しかったという部分で、夏場、今お話があった採草等の作業も出てきます。その中で常時、放牧地の管理については監視人を置くということで対応している部分で、年度当初から昨年が続いて、昨年といたしますか、令和2年度については2つの牧区を休止したところなのですが、来年度以降、そういうような対応ができるかについても、現場の中で人のやりくり、それから転牧なりに伴う作業量の部分もありますので、それらも含めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（長尾式宮君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） ひとつ前向きにご検討していただくようお願いいたします。

次に、委託料で肥料散布委託料が減額で終わったと、このことについてちょっと触れたいと思いますが、昨年、私、ちょっと申し上げましたが、堆肥を町外業者に販売していましたね。それで、今年もどうかと思って見たら、やはりそうであると。これはちょっと私の個人の考えですけれども、堆肥は売らないで上御卒別の牧場に地元の運送屋さん頼んで運んで、牧場の手がなかったら虹別でもどこでも堆肥を請け負う業者がいますので、それで上オソ牧野の草地の肥培管理を保つようにしてはいかがかと思うのですが、このことについてどうですか。

○委員長（長尾式宮君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

堆肥散布部分につきましては、今、委員お話のありましたとおり、出てきた堆肥を攪拌し、堆肥化して自分の草地、一応所有地のほうで使うというのをまず基本にはしております。

す。今お話のありました上オソ団地もございます。そちらへの運搬をし、肥培管理をして草地の管理をするという部分、その部分を全て業者さんにお願いするとなると、相当の当然費用、委託料がかかってくると思います。できる部分については、昨年も上オソのほうにも運搬をし、堆肥散布もしております。今年度については、上オソのほうにはしなかったのですが、計画的にその部分もやりながら、できる部分は当然草地のほうに返すということを基本に処理をしている考えでございます。

○委員長（長尾式宮君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 皆さん、説明員やら議員諸公は酪農のことはみんな分かっている方ばかりですから、私もくどくどはここで説法するつもりは全然ございません。スラリーとか堆肥を上手に活用するというのが本当はこれからの標茶の酪農の大きな問題だと私は捉えていますので、堆肥は売ったって幾らにもなりませんから、それは簡単な方法で畑作の地帯の人は喜ぶだろうけれど、そうではなくて、上オソ団地は全部草刈りできるというふうに私は見えていますから、やはり機械がひっくり返らないところには堆肥を入れて、スイスの酪農を見ると、急傾斜には高いところに堆肥を置くのですね。そうすると、雨が降って下にも自然に肥料分が行き渡るといようなことですから、堆肥をやっぱりきれいにまくのは真っ平らでなければ駄目だけれども、傾斜地ではそういったことも、たしか私もヨーロッパ旅行したり、書物を見て覚えていますから、そういうことも試して、ひとつ堆肥をなるべく町外に売って標茶の牧草地が痩せてしまうようなことのないように、これから草地改良をまたどんどん育成牧場もやるようですから、両面、均平をやるところにぶち込むのもいいし、そういったことをひとつ工夫してやってもらいたいものだと思います。最後にお答えをいただきたいと思います。

○委員長（長尾式宮君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先ほどもお答えしたとおり、外に出すことをメインでやってはおりません。当然出てきた堆肥を循環させるという部分でやっております。

ただ、上オソの団地へ全て持っていくという部分、直営で持っていければ当然それは費用的にもいいのですが、外部委託をするとなれば、今ですとダンプ1台で1時間約8,000円の委託料がかかります。1日8時間走ったとすると、ダンプ1台だけで6万4,000円と。単純計算ですが、それを例えば3台置いたとなると、1日だけで19万円とか20万円とかの費用がかさんできます。それを何日お願いするかとか、あとは堆肥散布をどうするかという部分もございまして、全てを外部委託という形には当然ならないのかなという部分です。ですから、上オソの団地についても、毎年全ての畑に堆肥をまくというのは到底不可能でございますので、順次今年はこの畑、来年はこの畑というような計画を持ちながらやっております。近い多和の団地については、まけるところはまこうということでやってきて

おります。

町外の部分のお話もありましたが、これについては余剰分ということで考えております。ですから、全てを自前の畑で処理できるかということ、現実的には結構厳しいです、出てくる量からすると。ですから、その中で有効活用していただいているという中で、町外への搬出もしておりますが、町外からは牧場でも麦稈なりを購入している部分もありまして、そういう中では畑作への利用ということで使っていただいていますので、耕畜連携の中では一つの連携になっているかなという中で考えておりますので、基本は自己所有地への循環をするという形で、それは変わっておりませんので、ぜひご理解いただきたいと思えます。

○委員長（長尾式宮君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私の考えていることが幾らか育成牧場長に伝わったと思いますので、これで終わります。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 2点についてお伺いをしたいと思いますのですが、まず1点目、医療費の無料化で大学生までに無料にしているというふうになっておりますが、そこで、例えば町立病院ですと、大学生までの方が受診された場合の窓口対応、要するに医療費はご家族がお支払いをしているのですか。それとも、無料で還元になるからということで、町立病院の場合には医療費を払わない、そのような対応になっていきますか。まず伺いたいと思います。

○委員長（長尾式宮君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君） お答えをいたしたいと思います。

町立病院につきましても、一旦患者様のほうに料金をお支払いしていただきまして、その後、町のほうに申請をしていただくというような扱いになっております。

○委員長（長尾式宮君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、お答えありましたけれども、逆に言えば事務の繁雑化といいますか、町民の方々にそこまでやらなければならないというご不便をさせているのだなということを今も感じましたが、そして医療無料化ですから、他の町村の病院にかかっても無料なのですが、一旦支払うと。ところが、それを町が肩代わりするわけですから、現金支給しない対応というのはできないでしょうか。

というのは、町への、地元商店街に購買力をとということの意味も分かるのですが、結果的にお買物券で返ってくるという、医療費を一旦支払ったら、医療費がお買物券で戻ってくるという仕組みになっています。その辺をご家族の方から、今回のプレミアム商品券販売のときに、それこそ買いに行ったのですかとか聞いたときに、いやいや、医療費がお買

物券で戻ってくると、非常に大きな金額だから、これをプレミアム商品券も買ってしまえば使い切れないと、そういうふうに言われた町民の方もいらっしゃるのです。ですから、差し引きできる、そういうことというのは、私は可能ではないかというふうに思うのですが、いかがですか。病院代を払わないでということ、仕組みとしてできるのではないかというふうに思うのです。

(何事か言う声あり)

○委員長(長尾式宮君) 住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君) お答えいたします。

基本的に医療費の無料化に関して現物給付となりますと、現在の国民健康保険制度では支障を来すということが考えられますので、その辺につきましては現物給付、現金で返還するというについては、国民健康保険制度上、不可能だということになるかと思えます。不可能ということは、制度上難しいということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長(長尾式宮君) 鈴木君。

○委員(鈴木裕美君) 国民健康保険制度上で難しいということですか。以前に産婦人科で、出産を行っていた町立病院で、入院費の未払いがあるということがあって、後日国から支給される出産手当のことで高額だから未払いがあるということで、変えたことがある。要するに、出産手当が入るので、それを町立病院では頂くということで、ご本人なり家族が窓口で出産費用を払わなくしたという経過があるのですよ。実際、私、知っていますから、今、申し上げるのですけれども、そういうふうに、国保は道なり国の話合いにおいて相殺できるという手法というのは、私は取れるのではないかというふうに、先ほど出産手当の話为例に挙げましたけれども、そのようにしていましたので、それも同じく医療の無償化であればできるのではないかと、町民の皆さんにそれだけ支払い行為をしなくても、さらには先ほどおっしゃった、払って後から申請行為をして戻してもらおうと、それもお買物券でということをおっしゃっていましたが、できないことはないというふうに思うのですけれども、いかがですか。

○委員長(長尾式宮君) 住民課長・伊藤君。

○住民課長(伊藤順司君) お答えいたします。

ただいま委員からご説明がありました出産時の一時金につきましては、国民健康保険制度上、出産一時金という形で国民健康保険のほうから支給されるというような部分になっております。ただ、今、町単独でやっています医療費の無料化につきましては、制度上ないということですので、制度上ある部分と、ない部分の関係では、出産一時金については制度上ある部分ですので対応できるのではないかと思うのですが、医療費のお金についてはないということで、難しいという判断でございます。

(「町独自の政策だ」の声あり)

○委員長（長尾式宮君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 後ろのほうから町独自の政策だというふうに聞こえてきましたけれども、でもそれは行政側が、例えば釧路市内の病院にかかったときに、あるいは町立病院もそうですけれども、事情をお話ししてきちっとしたそういう契約ではないのですが、手続を取った場合に、私はできるのではないかと、出産一時金のようにできたのであれば、それもできるのではないかとというふうに、厚生労働省にも話ししてできるのではないかとというふうに思うのです。ぜひ、窓口で支払うのではなくてということのご検討をできないでしょうか。

○委員長（長尾式宮君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

この無料化、制度設計するとき、何度か担当課長からお答えしているとおおり、国保の制度上、標茶町が不利益を受ける可能性があるという、そういう観点でまず1つあります。それから、ご案内のとおり、お買物券で還元をするという形を取らせていただいておりますけれども、それについては、町内消費に結びつくようにというところで、要は経済的な効果という、そういう側面も持たせているところでもあります。確かに、直接やり取りができれば、委員ご指摘のように町民の負担は減るといような考え方もあろうかと思っておりますけれども、この2点の理由で現状の形になっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（長尾式宮君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今、副町長のほうからご答弁ありまして、町が不利益を受けるというのは、経済効果ということは理解できます。不利益というのは、例えばの例で示していただきたい。

○委員長（長尾式宮君） 休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時57分

○委員長（長尾式宮君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほど、国保の制度上、町が不利益を被るとい、1つ目の理由で申し上げたのですが、実は今、休憩中に精査をさせていただきましたら、それについてはなくなったと、ペナルティーはなくなっている状態だということでもあります。

ただ、いずれにしても2つ目の理由、今、休憩中にも議論されていたようなのですが、

町内経済的な効果という側面で行っている事業でもありますので、今すぐの制度変更というのは考えにありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（長尾式宮君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） お答えがありましたけれども、検討する値があるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次に移ります。

今回のプレミアム商品券の販売についてなのですが、販売の仕方、方法について、やっぱり違う方法があったのではないかなというふうに思うのですね。といいますのは、10月の末でしたよね、日曜日。自分も並びましたけれども、寒い中で本当に言われました、何人の方からも、標茶にこんなに町民がいたのかいというふうに言われました。それだけ長い列になっていました。その列も3密ではないのですが、密になっているのですね。列が外でしたから、密もちょっとは薄くなるのかなというふうに思いながら自分も臨んだのですが、テントで検温しました。たしか検温、体温計は2台しかなかったような気がします。違いましたか。間違っていれば訂正をしていただきたいというふうに思いますが、そこでまず時間を取る。検温して、よしとなってロビーに入る。ロビーに入ったら、担当者といえますか、職員さん、どちらの職員さんもないのです。ですから、ホールに入るまでの間も密でした。そういう今このコロナ禍で3密をうたわれている中で、密になっている状態を町が黙認するのだろうかというふうに感じましたし、言われました。それで、私は、そういう販売方法、商工会さんをお願いしているのかもしれませんが、もっともっと知恵を出して、販売の仕方に工夫があってもいいのではないかなというふうに感じました。

一つの例を挙げますが、例えばどちらを窓口にするか、行政側の町を窓口にするのか、あるいは商工会を窓口にするのか、どちらにしても事務は増えるということですが、例えば電話連絡で住所、氏名を伝えて、2セットあるいは1セットというふうに受付をする。そうすると、受け付けした人は商工会の窓口に行って、それを購入してくるという、そういう方法も私は、事務のあれは分かりますが、できるのではないかと。今回のようなコロナ禍の中で、密にするな、密にならないようにと行って、結果としてそういう状態でした。おまけに、寒い中でずっと並んでいましたよね。ここまでで買えませんよと切られている方々、いらっしゃったのです。その方々からは、やっぱりこの寒い中で並んでいて、自分の目の前でもう券はなくなりましたと言われてと、かなり激怒していた方々もいらっしゃいましたけれども、電話受付とかをしながらするという方法も一つの方法ではなかったのかなというふうに思いますけれども、いかがですか。

○委員長（長尾式宮君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えしたいと思います。

まず、基本的な認識という部分なのですが、今、委員からはプレミアム商品券の

取扱いについて商工会にお願いというような発言がありました。これにつきましては、商工会からプレミアム商品券事業をやりたい、それについて補助金を交付願えないか。それについて、経済対策も含めて課として交付をしたという経過であります。それから、黙認という言葉もありましたけれども、結果としてそういう現場になってしまったのは事実であります。ただ、その時点で黙認というか、起きてしまったことなので、どうしてもなかったのですけれども、今後について、これ以降もプレミアム商品券の発行事業が継続されるのであれば、販売方法については、改善申入れを再度したいというふうに思いますけれども、以前にもご質問いただいて、同様の趣旨でお答えをさせていただいております。商工会が行う事業であると。それについては、我々がその時点で心配していることを伝えただけでも、商工会の体制等々でなかなかそのようにはならないよだという趣旨の答弁をした記憶があるのですけれども、ご心配のようにコロナのことがありますから、やはり現実に起きてしまった、それから町民の皆さんに少なからず不満の声があるということ踏まえると、せっかく補助金を出してよかれと思ってやっていることについて批判の声が上がるというのは残念なことでありますので、そういうことにつながらないように、よりいい方法がないかということ再度商工会から相談を受けたとき、あるいはこちらからやり取りをしながら、改善策について探ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（長尾式宮君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 改善策をというふうに言われましたので、質問はこれで終わりますけれども、前回質問したときには、担当課長からは、商工会だけに任せるのではなくて、僕たちも、職員も行きますからというふうに、私の記憶ですけれども、たしか答えていらっしやったというふうに思うのです。だけれども、結果として今回のように外に長い時間待たされて、本当に気の毒だったのは、お年寄りが立っていられないと、ここに座らせてくださいと縁石に座ったりしているのですよ。そういうのを見ますと、このやり方はやっぱり間違っていたのではないかなとつくづく感じました。そういう意味では販売方法にぜひ、今後あるかというふうに期待をしますが、工夫をしていただければというふうに思いまして質問を終わります。

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君）（発言席） すぐやめますから。

国保について伺います。

国民健康保険税の減免が今行われていますね。それで、私も全道の市町村の状況を見たのですが、標茶は申請が少ないような気がするのですよ。管内を見ても、厚岸が53、弟子屈が48、これは全部認められているわけではありませんけれども、申請しているのですね。それに対して標茶は19ですよ。これ、やっぱりこういう制度があるのだということが徹

底されていないのではないかなど、いろんな形で新聞折り込みとか広報しべちゃで知らせている努力は私分かってはいますけれども、もうちょっと申請漏れがあるのではないか、申請して減免してもらえない人が漏れているのではないかというような気がするのですが、どうですか。

○委員長（長尾式宮君） 税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えをいたします。

国民健康保険税のコロナウイルスに係る減免につきましては、制度といたしましては、町の広報誌、ホームページ、日々の納税相談業務、窓口、電話相談のほかに、課税係である税務係の窓口、あと保険証交付、医療費を支給する窓口である住民課年金保険係の窓口において制度の周知、案内に努めているところでございます。実際の実績につきましては、元年度分の減免につきましては、本日時点で37万8,700円、令和2年度分につきましては268万900円、合わせて305万9,600円減免しているところでございます。

一応、広報誌とかホームページについては見なければ分からない話ではあるのですが、それだけでは足りないということで、日々の窓口業務の中で個別にご案内させていただいて、対応させていただいているところでございます。

○委員長（長尾式宮君） 深見君。

○委員（深見 迪君） これは個人情報の問題もありますから、役場が横の連絡を取り合っているというのがなかなか厳しいところもあるのかなど、実態把握。だけれども、せっかくの制度を漏らしていると。国民健康保険法の44条では、減額、減免についての条項があります。そういう点では、せっかくの制度をもし分からなくて申請できない、申請し忘れた人がいるとすれば、これはやっぱり役場が一定程度責任を持ってすくい上げてやるということが大事だと思うのですね。ぜひ、そういう点でさらなる努力、検討をお願いしたいと思います。うなずいていらっしやっただけで、答弁と思って。

もう一つは、後期高齢者のほう、こっちのほうは申請がゼロですね。今はどうなっているか分かりませんが、この後期高齢者も確かに国保と違って、後期高齢者の人数が少ないというのは分かります。減免の人数が少ないというのは分かります。だけれども、やっているところは結構人数いってるし、実際に支払いしているかどうかは別として、申請数は多いのですよね、結構。この辺はどうなっていますか。ゼロということで、本当に標茶の後期高齢者、私なんかも入るのですが、ゼロということで想定できますか。

○委員長（長尾式宮君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、現在のところ申請はないというような状況でございます。その理由については、分析等々含めていまだしておりませんが、なぜゼロかというところについては、なかなか推測するのは難しいというふうに思っております。この保険料の減免につ

きましては、国民健康保険と同様に前年の合計所得金額と現在の所得金額のどのぐらい減ったかというような率をもって、全額あるいは一部減免というような形になると思うのですけれども、前年所得と現状の所得を比べてどのぐらい下がったかというところの比較について判断が難しいところもあるかと思うので、分かりやすい周知含めて、今後どのような形で周知できるのかというのを含めて検討していきたいと考えておりまして、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（長尾式宮君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうですね。しっかり網をかけて、せっかく減免の権利があるにもかかわらず、それができないということのないように、ちょっと頑張ってもらいたいなというふうに思います。

介護の話に行きます。

来年から第8期に入るわけですが、11月に国の素案が出ましたよね。この素案で言うと、私ちょっと振り返ってみたら、2000年に第1期が始まって、それから第7期までの間にこの介護保険料、国の平均で倍になっているのですよね。とんでもない金額になっている。それで、第8期はさらにこれが増えるというふうに考えていますか。何かそういう情報は入っていますか。

○委員長（長尾式宮君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 8期に向けて何か情報がないのかというお尋ねでございますが、今のところ私どものほうで得ている情報としては、介護報酬の部分については現状維持程度になるであろうというところでございます。したがって、現状でいきますと、7期と8期とで私ども町の保険料としては、そう大きな差はないといえますか、ただ一方で、介護の給付費の部分でありますとか、それから介護の認定の度合いといえますか、要支援であったり要介護であったりという部分の重度の認定者が減少しているという傾向も一部でございます。したがって、やっぱりリハビリの部分に関しては若干上がってきてはいるのですけれども、総体で見ると給付費自体は下がるというような形で、今のところそういうような方向性になるのではないかというところで考えているところでございます。

○委員長（長尾式宮君） 深見君。

○委員（深見 迪君） さっき保険料のことについて聞いたのですが、制度の内容についても本当に大きく変わるところが様々出てきているのですね。だから、そういう点では、介護保険料あるいは利用料という点について、今、課長は、現状と大して変わらないのではないかなという、それでも高いなとは思っているのですけれども、介護の問題でずっと若い頃から払い続けて、そして最後に介護を受けられないというような状況がないように、ぜひ町の支援も含めて、これから具体的に出てくると思いますので、取り組んでいただきたいなというふうに思います。町の支援としては、様々な形で町が持ち出しをして、介護は受

けなければならない人が受けられないというようなことがないような状況をぜひつくって  
いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。これ、町長ですか。

○委員長（長尾式宮君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えいたします。

町民の方が必要なときに必要なサービスが受けられるような体制というものは、やっぱり常に考えていかなければならないし、整備していかなければならないというふうに思っておるところでございますし、また、特に高齢者の生活支援という部分で包括支援センターの中で、より要支援に近い人たちをどう介護に結びつかないような支援の仕方というところも含めて、いろいろ策を練っていきたいなというふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（長尾式宮君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 8期がスタートするのは、春ですか。夏ですか。

（何事か言う声あり）

○委員長（長尾式宮君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 大変申し訳ございません。今ちょっと手元に資料がない状態なのですが、基本的には今、保険料がこれから決定をして、実際、保険料を含めて改定になるのが来年の10月の予定でございますので、そこから8期がスタートするという考え方だというふうに思っているところです。

○委員長（長尾式宮君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 分かりました。それが決まってから、また改めて。

最後ですが、余計なことかもしれませんが、ちょっと大事なことで伺いますけれども、臨時国会が閉会してしまいました。様々な課題がありながら終わらせてしまったというか。それで、当然第3次のコロナ関係の予算、補正予算で言えば、多分、通常国会の冒頭でやっつけるのではないかなというふうに思うのですが、何かそういう情報は入っていますか。

（何事か言う声あり）

○委員長（長尾式宮君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

申し訳ございません。今のところ国からは何も情報が入っておりません。

皆さんご承知のとおり新聞等では、3次補正、それと新年度予算を含めて、今日の新聞等にも地方創生臨時交付金については1.5兆円と。2次が1兆円でしたので1.5倍。我々も変な算段をしまして、2次の1.5倍であればこのぐらいかなという話もしていましたけれども、そういう部分がもし来た場合どうしようかなというふうに考える部分もございませけれども、それは冗談としても、町長を含め町なかの経済状況等もいろいろ、観光商工課

含めて情報収集しながら、どういった策というか、手を打たなければならないかということも調べながらやっていこうかと考えていますので、有益な交付金がもし頂けるのであれば、町民に対して有益に使っていこうというふうな考えであります。今のところ具体的なものはまだ国から出てきていないということでご理解願いたいと思います。

○委員長（長尾式宮君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 先ほど介護の8期のスタート時期の話で、ちょっと私の認識不足で訂正させていただきたいと思います。

介護の8期計画については、4月からスタートするということでございます。保険料については、普徴の部分が7月からの賦課分から新しい保険料で賦課をさせていただくということでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

（「終わります」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） 討論ないものと認めます。

これより議案第97号から議案第101号まで議題5案一括して採決いたします。

議題5案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（長尾式宮君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○委員長（長尾式宮君） 以上で議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号審査特別委員会に付託された議題案の審査は終了いたしました。

これをもって議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 2時23分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

年長委員

黒 沼 俊 幸

委員長

長 尾 式 宮